

# 4. 運営推進会議・自己評価及び外部評価について

## A. 運営推進会議

地域密着型サービス事業所は、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスの質の確保を図ることを目的とし、提供しているサービス内容等を明らかにするため、「運営推進会議」を設置及び開催しなければなりません。

▶ 詳細は  
[こちら](#)を確認してください。



### 1 構成員

- 利用者、利用者の家族
- 地域の代表者等（町内会役員、民生委員等）
- 地域包括支援センターまたは市町村職員
- 知見を有する者

### 2 主な議題（例）

- 利用者の状況、活動報告
- 委員からの要望、意見
- 地域連携への取組み

### 3 開催頻度

サービス種別	頻度
◆ 地域密着型通所介護 ◆ （介護予防）認知症対応型通所介護 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね 6か月に1回以上
◆ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 ◆ 看護小規模多機能型居宅介護 ◆ （介護予防）認知症対応型共同生活介護 ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね 2か月に1回以上

※同一の日常生活圏域内に所在し、個人情報保護が可能な場合、他の事業所と合同で開催することも可能。

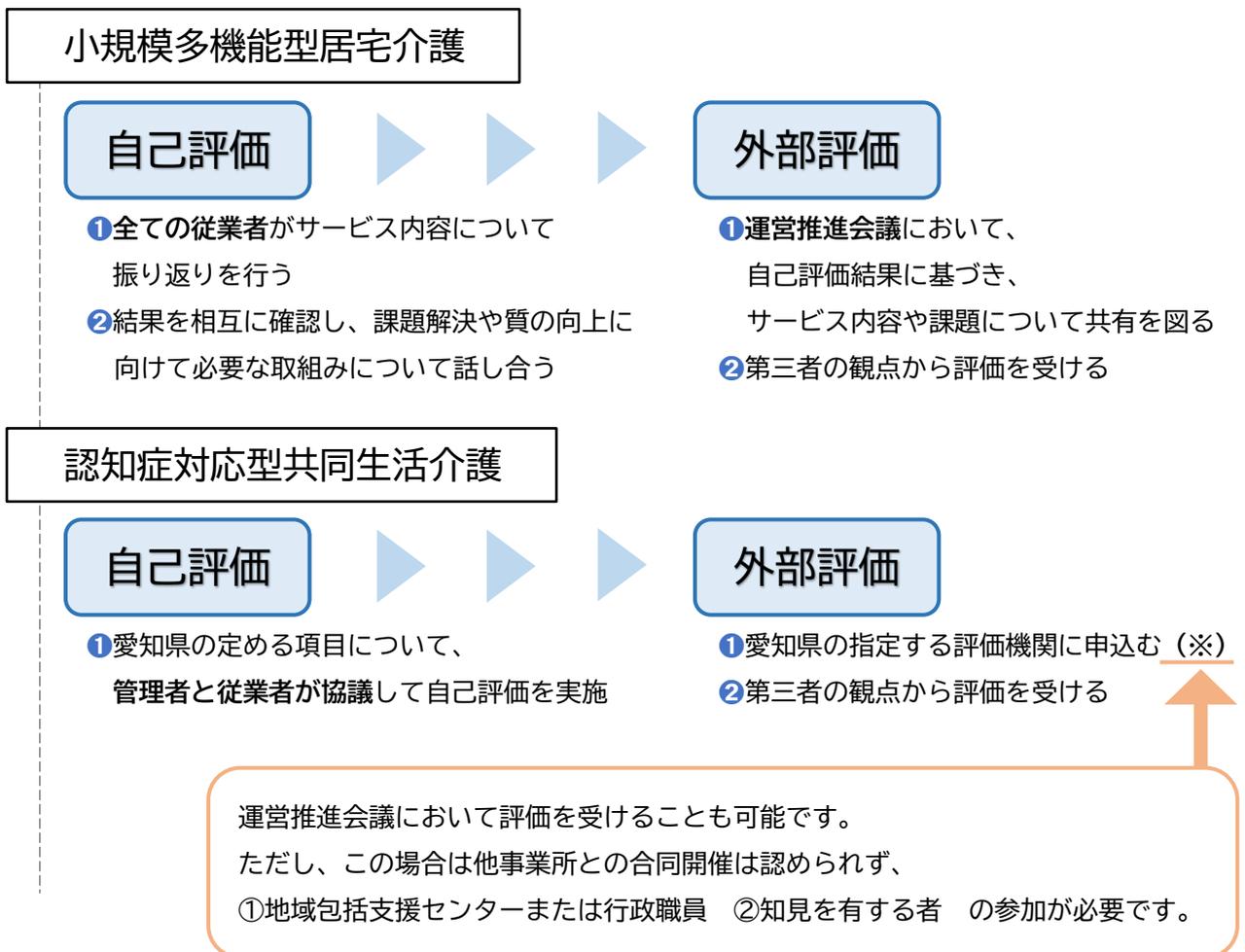
## 4 会議記録の公表及び報告

運営推進会議の記録は、事業所内に掲示する等により公表しなければなりません。  
また、併せて知多北部広域連合及び事業所所在市町へ会議記録を報告してください。

## B. 自己評価及び外部評価

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所は、サービスの改善及び質の向上を目的として、少なくとも1年に1回以上、自己評価を行うとともに、第三者による評価（外部評価）を受けなければなりません。

### 1 評価の流れ



### 2 結果の公表及び報告

評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、事業所内に掲示する等により公表しなければなりません。  
また、併せて知多北部広域連合へ評価結果を提出してください。

# 5. 事業所の指定等に関する手続きについて

## A. 事業所の新規指定

事業所の開設に関する事前相談の前に、知多北部広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。



▲参考ホームページはこちら

サービス区分	参考条例等
地域密着型サービス	知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
居宅介護支援	知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
	知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
介護予防・日常生活支援総合事業	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例
	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則

## 地域密着型サービス

介護保険事業計画における施設整備の供給見込量に沿って、市町の介護保険担当課で公募を行います（地域密着型通所介護を除く。）。詳細は、知多北部広域連合または市町の介護保険担当課へお問い合わせください。



▲参考ホームページはこちら

	事項	内容
1	事前相談	事業所を開設する市町の介護保険担当課へ連絡し、指定要件とスケジュール、必要書類等を確認してください。
2	事前協議書類の提出	年3回開催される知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の概ね2か月前までに、事業所を開設する市町の介護保険担当課へ提出してください。
3	ヒアリング	事業内容についてヒアリングします。
4	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会への出席	7月・11月・3月に開催されます。
5	指定申請書類の提出	指定を受ける2か月前の月の末日までに知多北部広域連合へ提出してください。
6	現地確認	指定月の前月中旬に実施し、設備・備品等に関する基準を確認します。
7	指定	—

## 居宅介護支援

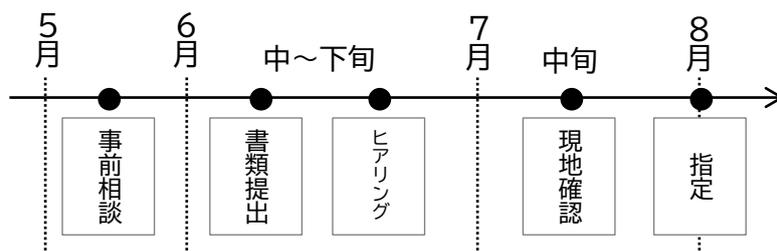
### 介護予防・日常生活支援総合事業

地域密着型サービスとは指定までのスケジュールが異なります。  
指定可能な時期がずれる場合がありますので、時期に余裕をもって  
ご申請ください。

※事業所の所在地が知多北部広域連合管外の場合は、  
介護予防・日常生活支援総合事業の指定を行っておりません。

	事項	内容
1	事前相談	知多北部広域連合へ連絡し、 指定要件とスケジュール、必要書類等を確認してくださ い。
2	指定申請書類の提出	指定を受ける2か月前の月の末日までに 知多北部広域連合へ提出。
3	ヒアリング <small>(介護予防・日常生活支援総合事業のみ)</small>	事業内容についてヒアリングします。
4	現地確認	指定月の前月中旬に実施し、設備・備品等に関する基準 を確認します。
5	指定	—

#### 例 8月1日開所の場合



## B. 事業所の指定更新

介護サービス事業所は6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。

指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適正なサービス提供を行えることが必要です。

知多北部広域連合が指定する期日までに書類を提出してください。

### 地域密着型サービス

指定更新の可否を地域包括支援センター等運営協議会に諮ることになるため、開催月の約2か月前に対象事業所へ電子メールにて通知します。

提出書類一覧や様式についても電子メールに添付しますので、期日までに提出をお願いします。

### 居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業

指定有効期間満了月の約2か月前に対象事業所へ電子メールにて通知します。

提出書類一覧や様式についても電子メールに添付しますので、期日までに提出をお願いします。



### 休止中の事業所について

指定の更新を受けるためには、指定基準等を満たした上で、有効期間満了日までに事業の再開の手続き(P40参照)を行う必要があります。再開及び更新の手続きを行わなければ、有効期間満了後、指定の効力が失われ、介護報酬の請求が出来なくなります。

指定効力失効後、事業を再開する場合は、改めて新規指定を受ける必要があります。

## C. 事業所の廃止、休止及び再開

指定を受けた事業所は、事業を廃止、休止及び再開するときは、期日までに知多北部広域連合に届出を提出しなければなりません。

### 1 届出期限及び必要書類

内容	届出期限	必要書類
廃止	廃止の日の1月前まで	<input type="checkbox"/> 廃止・休止届出書 <input type="checkbox"/> 誓約書
休止	休止の日の1月前まで	<input type="checkbox"/> 利用者の引継ぎ状況がわかるもの <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの
再開	再開後10日以内 ※再開前にご一報ください。	<input type="checkbox"/> 再開届出書 <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの

### 2 届出方法

事前連絡した上で、以下の書類を知多北部広域連合まで持参してください。

※廃止・休止にあたっては、利用者の他の事業所への引継ぎ状況を必ず確認します。



#### 休止について

休止の期間は原則6か月です。  
期間内に再開が見込まれない場合は、  
①再度、休止届を提出 ②廃止届を提出  
のいずれかを行ってください。

## 6. 指導監査について

知多北部広域連合では、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指すため、指定介護サービス事業所に対し指導監査を実施しています。

### 1 指導監査の種類

#### 集団指導

指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点からの適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対して実施します。

#### 運営指導

政策上の重要課題である「サービスの質の向上」「尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類をもとに運営指導を行います。

なお、運営指導の際に著しい運営基準違反が認められ、利用者に生命の危機がある場合、または、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合は監査へ変更します。

#### 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に行います。

### 2 指定の取消

広域連合長は、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業を提供する指定事業所が、以下の事由等に該当する場合、指定の取消しを行うことができます。

- 人員基準、設備基準または運営基準を満たすことができなくなったとき
- 介護報酬の不正請求があったとき
- 広域連合長の報告命令に従わず、または虚偽の報告をしたとき
- 監査時に虚偽の答弁をし、または監査に応じないとき
- 不正の手段により指定を受けたとき
- 利用者の人格を尊重し、忠実に職務を遂行する義務に違反したとき
- 介護保険法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律や政令で定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき
- 労働基準法等労働関係法規に違反して罰金刑に処せられたとき

### 3 運営指導における主な指示事項

過去の指示事項や留意すべき事項を掲載しています。

(★) 凡例：該当基準のサービス種別

① 居宅介護支援	⑥ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
② 介護予防支援	⑦ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
③ 介護予防訪問介護相当サービス	⑧ (介護予防) 認知症対応型通所介護
④ 介護予防通所介護相当サービス	⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑤ 地域密着型通所介護	⑩ 地域密着型特定施設入所者生活介護

#### ◎人員基準

サービス種別	指示事項	該当基準 (★)
共通	・ 辞令等により従業員の勤務内容及び勤務場所を明確にすること。	①第 19 条 ②第 18 条 ③第 31 条 ④第 57 条 ⑤第 30 条 ⑥第 30 条 ⑦第 103 条 ⑧第 30 条 ⑨第 149 条、第 167 条 ⑩第 126 条
	・ 従業員の資格が証明できる書類を事業所内に整備すること。 (姓の変更があった職員については、新姓の記載がある資格証、または戸籍謄本の写し等の姓の変更が分かる書類を整備すること。)	
	・ 勤務形態一覧においては、次の項目について明確に分かるようにしておくこと。 (1)勤務時間 (2)常勤換算数 (3)職務内容 (4)常勤・非常勤の別 (5)兼務する職種	

◎運営基準

サービス種別	指示事項	該当基準
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の支援内容や提供したサービスの内容、利用者の心身の状況等について、具体的に記録を残すこと。</li> </ul>	①第 13 条 ②第 30 条 ③④第 23 条 ⑤⑥⑧第 3 条の 18 ⑦第 95 条 ⑨第 135 条 ⑩第 116 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止に向けた措置を講じること。 （方針等の明確化とその周知、相談窓口の設置とその周知）</li> </ul>	①第 19 条 ②第 18 条 ③第 31 条 ④第 57 条 ⑤⑥⑧第 30 条 ⑦第 103 条 ⑨第 149 条 ⑩第 110 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の実施の状況を重要事項説明書に記載すること。</li> </ul>	①第 4 条 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩第 3 条の 7
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書について、苦情連絡先を正確に記載すること。</li> </ul>	①第 26 条 ②第 25 条 ③④第 37 条 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩第 3 条の 36
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の記録を残すこと。</li> </ul>	①第 27 条 ②第 26 条 ③④第 39 条 ⑤⑧第 35 条 ⑥⑦⑩第 3 条の 38 ⑨第 155 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。</li> </ul>	①第 26 条 ②第 25 条 ③④第 37 条 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩第 3 条の 36
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成時には、利用者と面接をしてアセスメントを行うこと。</li> </ul>	①第 13 条②第 44 条③④ 第 23 条⑤⑥⑧第 3 条の 18 ⑦第 95 条⑨第 135 条⑩第 116 条

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報使用同意欄について、家族からもあらかじめ同意を得ておくこと。その同意欄について、「家族」ではなく「家族代表」とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第 23 条 ②第 22 条</li> <li>③④第 34 条</li> <li>⑤⑥⑦⑧⑩第 3 条の 33</li> <li>⑨第 153 条</li> </ul>
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、前 6 月間に当該指定事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅介護支援事業者等によって提供されたものが占める割合を説明し、署名をもらうこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第 4 条</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防)認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型特定施設入所者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。家族への説明を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦第 97 条第 6 項</li> <li>⑨第 137 条第 5 項、第 162 条第 7 項</li> <li>⑩第 118 条第 5 項</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の被保険者証に、入居（退居）の年月日及び共同生活住居若しくは施設の名称を記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦第 95 条</li> <li>⑨第 135 条</li> <li>⑩第 116 条</li> </ul>

◎報酬関係

サービス種別	加算項目	指示事項	該当基準
居宅介護支援	運営基準減算 【アセスメント】	・ケアプラン作成・変更時のアセスメントは利用者の居宅を訪問し、面接して行うこと。	老企第 36 号 第 3 の 6
	運営基準減算 【サービス担当者会議の開催】	・適時適切にサービス担当者会議を開催すること。	
	運営基準減算 【モニタリング】	・1月に1回利用者の居宅を訪問して行い、モニタリングの結果を残すこと。	
	運営基準減算 【利用者への説明】	・利用者に対し、前6月間に当該指定事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅介護支援事業者等によって提供されたものが占める割合を説明し、署名をもらうこと。	
	特定事業所加算	・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供される居宅サービス計画を策定していること。	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・84

	退院・退所加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスによる情報提供を受けた場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、情報の内容等を記録しその内容を利用者又は家族に交付すること。</li> <li>・カンファレンス等により得た情報に基づいた居宅サービス計画を作成すること。</li> </ul>	老企第 36 号 第 3 の 14
地域密着型 通所介護	個別機能訓練加算 (I) イ、ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。</li> <li>・3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、個別機能訓練の進捗状況を、家族に説明すること。</li> </ul>	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・51 の 4
	入浴介助加算 (II)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の入浴計画を利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて作成すること。</li> <li>・個別の入浴計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境で利用者の状態に応じた入浴介助を行うこと。※</li> </ul>	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・14 の 3 ※令和3年度報酬改定 Q & A (Vol. 8 参照)
	栄養アセスメント加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士を1名以上配置すること。※</li> <li>・利用者ごとに栄養アセスメントを3月に1回以上実施し、当該利用者に対してその結果を説明すること。</li> </ul>	老計発第0331008号第2の3の2(15) ※特定の外部との連携による配置可

	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	・利用者ごとに口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを一体的に行うこと。	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・51の6
	口腔機能向上加算	・利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成すること。	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・51の7
（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	看取り介護加算	・看取り介護の実施に当たっては、介護記録に看取り介護のプロセスにおいて把握した利用者等の意向とそれに基づくアセスメント及び対応について記録すること。	【厚生労働大臣が定める施設基準】 施設基準・33
	医療連携体制加算	・重度化した場合の指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して説明し、同意を得ていること。	【厚生労働大臣が定める施設基準】 施設基準・34
介護予防通所 介護相当サービス	口腔機能向上加算	・利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成すること。	【厚生労働大臣が定める基準】 大臣基準告示・132